

# 1. 基本構想 2027 策定にあたって

## 1-1. 背景と目的

### 1) 背景

三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想（平成 15 年 10 月策定）は、平成 12 年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」<sup>（参考資料 P.17）</sup> という。）に基づき、駅とその周辺の道路などの一体的なバリアフリー化<sup>（参考資料 P.19）</sup>を進めるため策定しました。

その後、目標年次を迎えたことから「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022」を策定し、市のバリアフリーのまちづくりに関する指針的な役割を果たしてきました。その後も法制度や上位計画の改定に対応して「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第 2 次改定）（以下、「前基本構想」という。）」を策定するなど、バリアフリーのまちづくりを推進してきました。

前基本構想は令和 4 年度に目標年次を迎え、位置づけた各事業が進捗し、一定の成果を上げています。そのため、基本理念、取り組みの方向性については引き続き継承しつつ、上位計画である「第 5 次三鷹市基本計画」との整合及び令和 2 年以降の改正バリアフリー法を踏まえ、「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2027」を策定します。

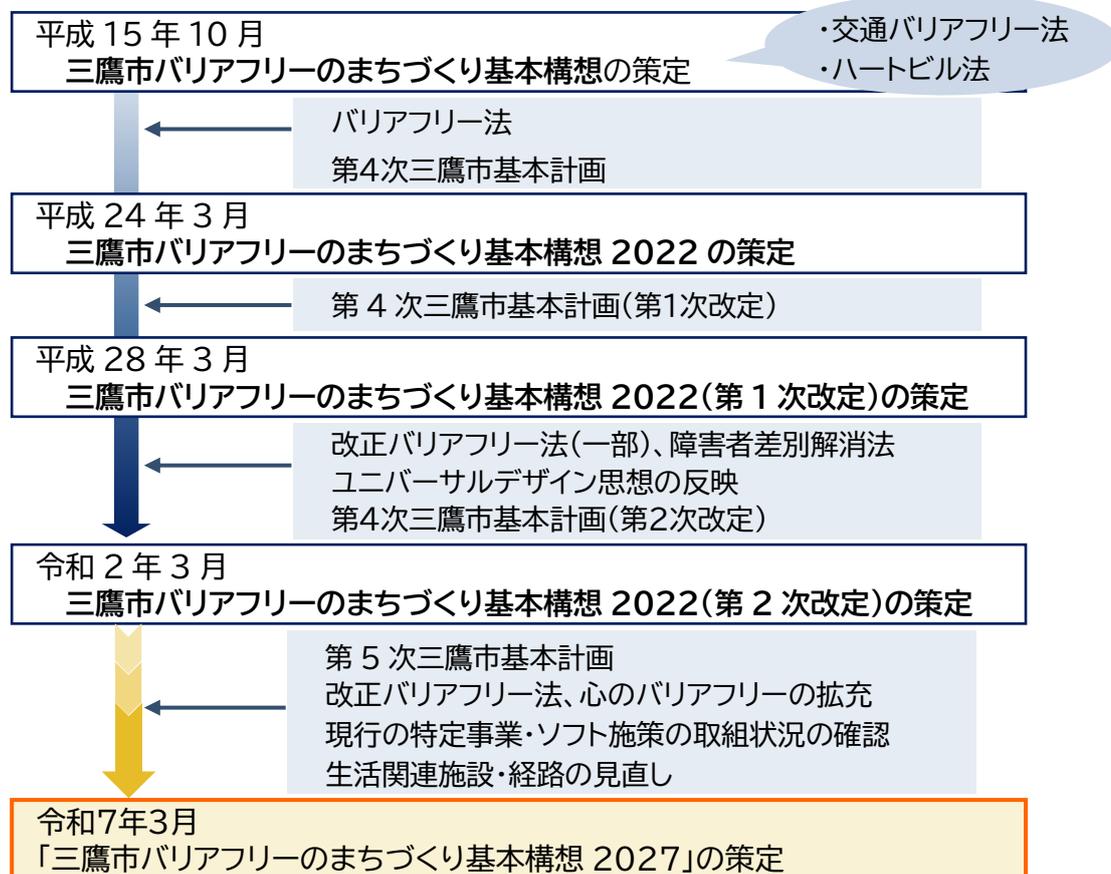


図 三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想策定の経緯と改定に向けた流れ

## 2) 目的

### ① 法改正及び制度改革への対応

国は、バリアフリー化の施策を前進させるべく、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人々が社会活動に参加し、自己表現するために、交通バリアフリー法と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」を統合・拡充し、平成 18 年 12 月 20 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」<sup>(参考資料 P.19)</sup> という。) を施行しました。平成 28 年には、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重しながら共生社会をつくることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、このことにより社会的障壁を取り除く合理的な配慮の提供が求められています。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機とした共生社会の実現や社会的障壁の除去を基本理念として、平成 30 年にバリアフリー法の一部法改正されました。これらを受け、三鷹市では、ハード、ソフト両面の施策を充実させ、高齢者や障がい者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザイン<sup>(参考資料 P.19)</sup> のまちづくりに取り組んできました。

その後、施設管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリー<sup>(参考資料 P.17)</sup> のさらなる推進を図るため、令和 2 年にバリアフリー法が改正されました。今後、三鷹市のバリアフリー基本構想もこれに適応する必要があります。

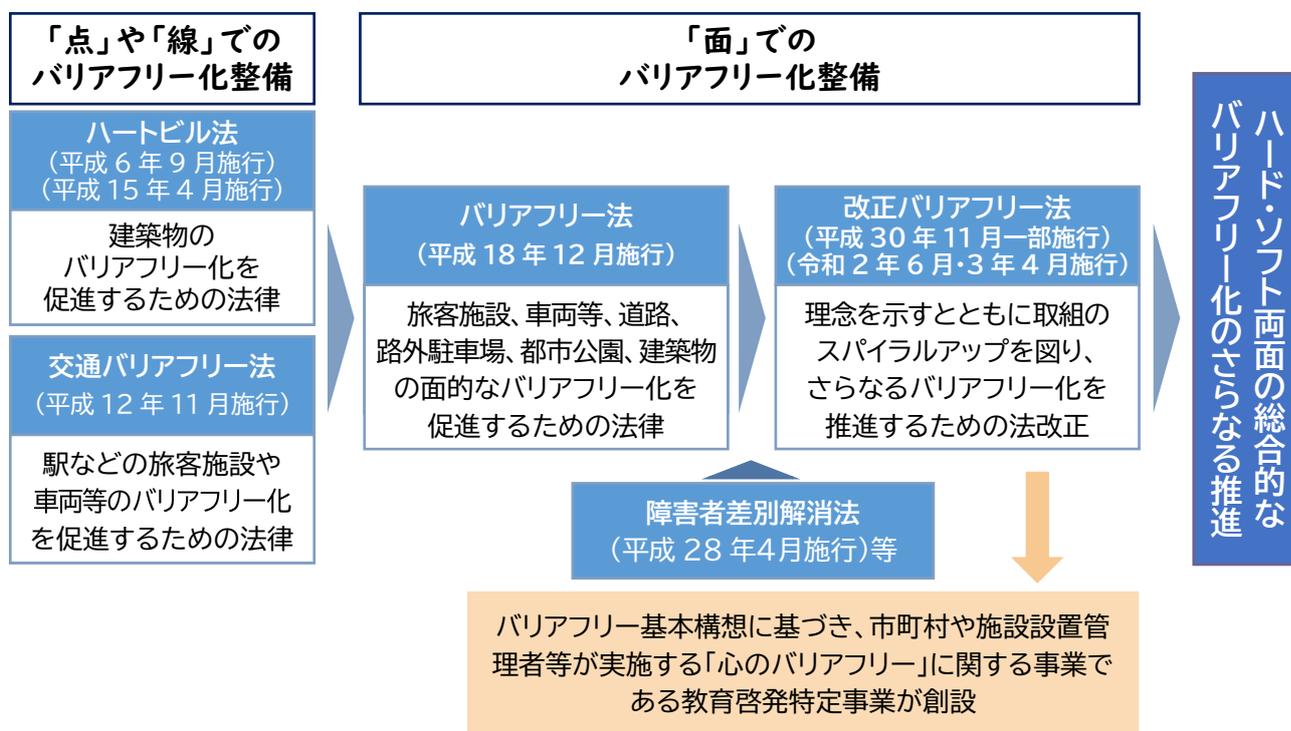


図 バリアフリー法の経緯

## ② 目標年次における達成状況の検証

前基本構想に盛り込まれている各個別事業は、令和4年度が目標年次となっておりません。しかしながら、まちづくりは、長期的な展望で取り組みを積み上げていくもので、様々な要因により時間を必要とする場合が多く、完了していない事業もあります。したがって、基本構想の策定にあたっては、既存の重点整備地区（参考資料P.17）における目標年次でのまちづくりの達成状況・進捗状況を検証するとともに、前基本構想の基本理念、基本的な方針を継承し、特定事業計画（参考資料P.18）について見直しを行いました。今後も、バリアフリーのまちづくりについて広く市民に広報し、継続的に取り組んでいくこととします。

## ③ 重点整備地区等の設定方針や配慮事項の明確化

今後さらなるバリアフリー化の推進を図るために、前基本構想における重点整備地区の設定方針及び生活関連施設（参考資料P.18）・生活関連経路（参考資料P.18）の設定方針について、重点整備地区の指定要件（注1）に則り、施設の立地状況や都市整備の動向を踏まえて地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路を再設定するとともに、法の趣旨や市民意見を踏まえた配慮事項（注2）に基づく特定事業の設定を行います。

注1：バリアフリー法第2条第21号：生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

注2：各種基準やガイドラインに記載されている内容や、まちあるき点検などで意見が多く挙げられた内容について、施設ごとのバリアフリー化の促進に向けて配慮すべき事項を整理したもの

## ④ 市内全域のバリアフリーの取り組み

### a. 重点整備路線等のバリアフリー化

市内の主要幹線道路を引き続き「重点整備路線」と位置付け、都市計画道路事業の進捗等を踏まえ、整備目標の見直しや優先整備区間の再設定を検討します。

### b. 地域特性に応じた対策の継続

ア 大沢地区、中原地区など重点整備地区や重点整備路線を設定していない市南部の傾斜地の道路についてのバリアフリー化の検討

イ 商店街のバリアフリー化支援の検討

ウ 重点整備地区以外において、公共施設の周辺などでスポット的に整備する手法の検討

エ さくら通り、禅林寺通り、市道第14号線（通称「赤鳥居通り」）などにおける歩行空間確保施策の検討

## 1-2. 基本構想の位置付け

「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想2027」は、下図に示す市の上位関連計画を踏まえ、市のバリアフリー化を促進するための方針および特定事業を含む取組を示すものです。

市では、第5次三鷹市基本計画において、道路、住環境、緑と公園、交通環境など都市整備に関わる全ての分野でバリアフリー化や外出機会の増加とコミュニティ形成につながる環境の整備等の取り組みを進めることとしています。これに基づくまちづくり3計画との整合を図り、バリアフリーのまちづくりに関する方針や事業等を示します。合わせて、バリアフリー法や関連する法制度の改正の考え方を反映するとともに、福祉や交通、都市整備等に関する関連計画や施策と相互に連携を図り基本構想を策定します。

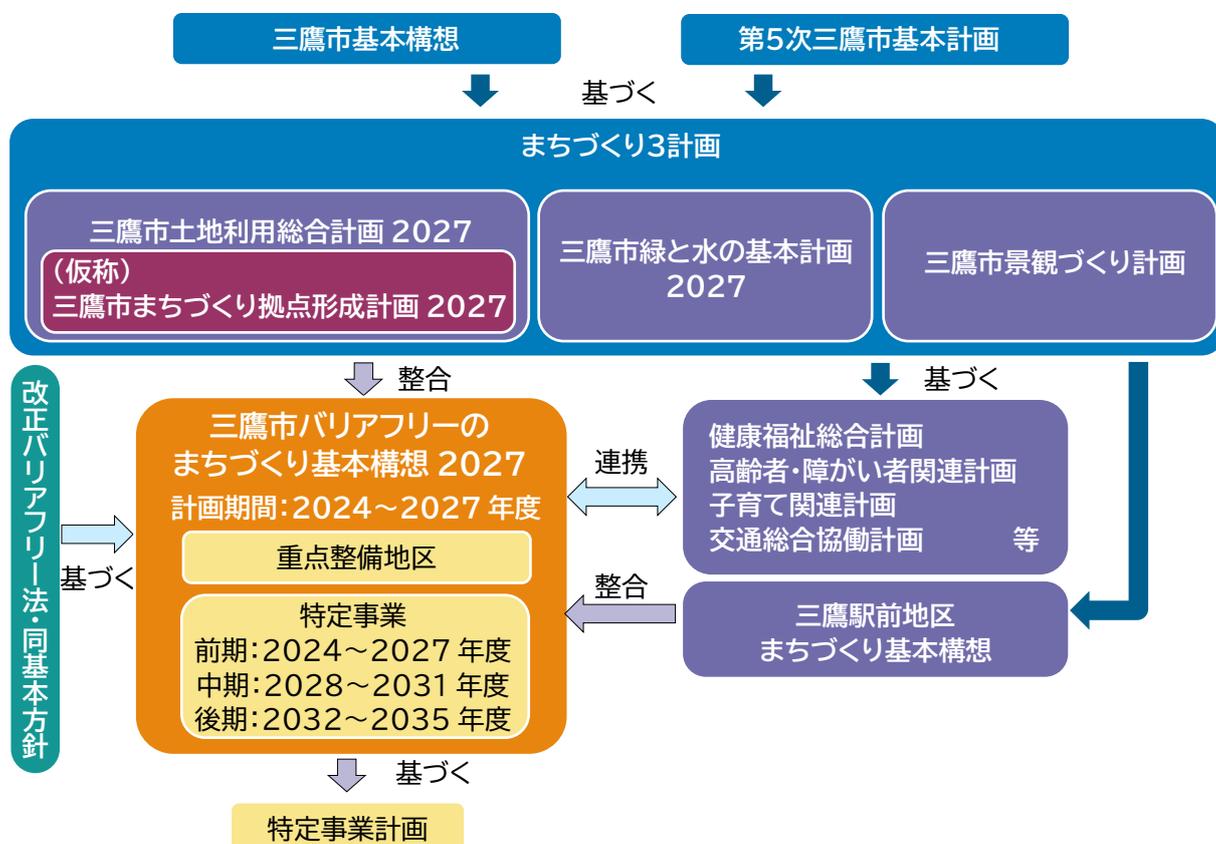


図 基本構想の位置づけと計画期間

## 1-3. 基本構想の目標年次

基本構想の目標年次は、第5次三鷹市基本計画と合わせて令和9年度（2027年）とします。

なお、重点整備地区における特定事業については、長期的な実現を視野に入れた整備目標時期を設定して位置づけ、進捗管理を行っていきます。

## 1-4. 基本構想 2027 策定の流れ

基本構想の策定にあたり、三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を開催し、前基本構想の更新・拡充内容の検討、基本構想素案の作成等の検討を進めてきました。このうち、特定事業については、関係事業者による事業者部会を開催して、事業者による特定事業の検討と調整を行いました。

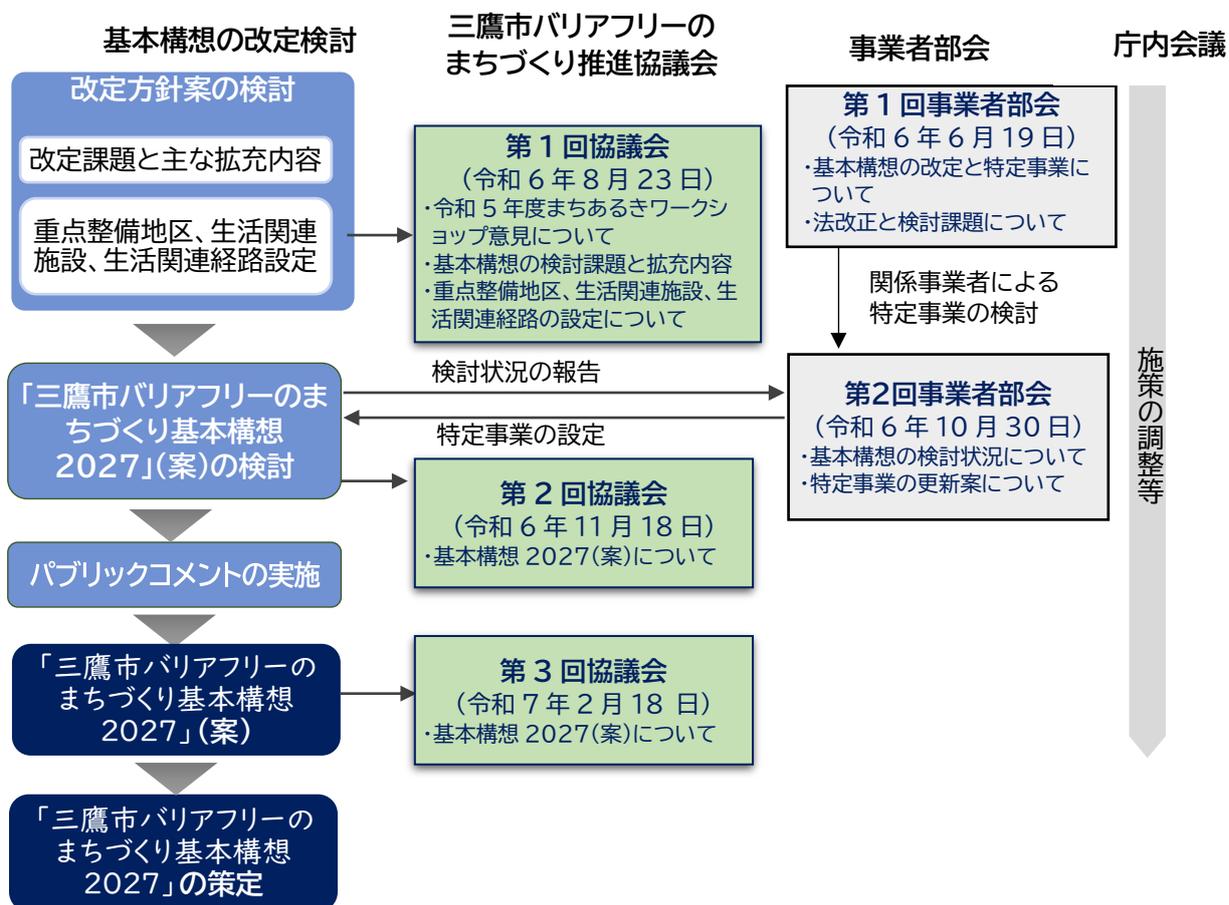


図 検討の進め方



第1回協議会開催風景



第2回協議会開催風景



第3回協議会開催風景



第1回事業者部会開催風景



第2回事業者部会開催風景

参考) 令和2年のバリアフリー法の一部改正に盛り込まれた新たな内容

(1) バリアフリー基準適合義務の対象施設の追加と特定事業

- バリアフリー基準への適合義務が課される特定建築物の一つとして「公立の小中学校」の追加、旅客特定車両停留施設の追加。

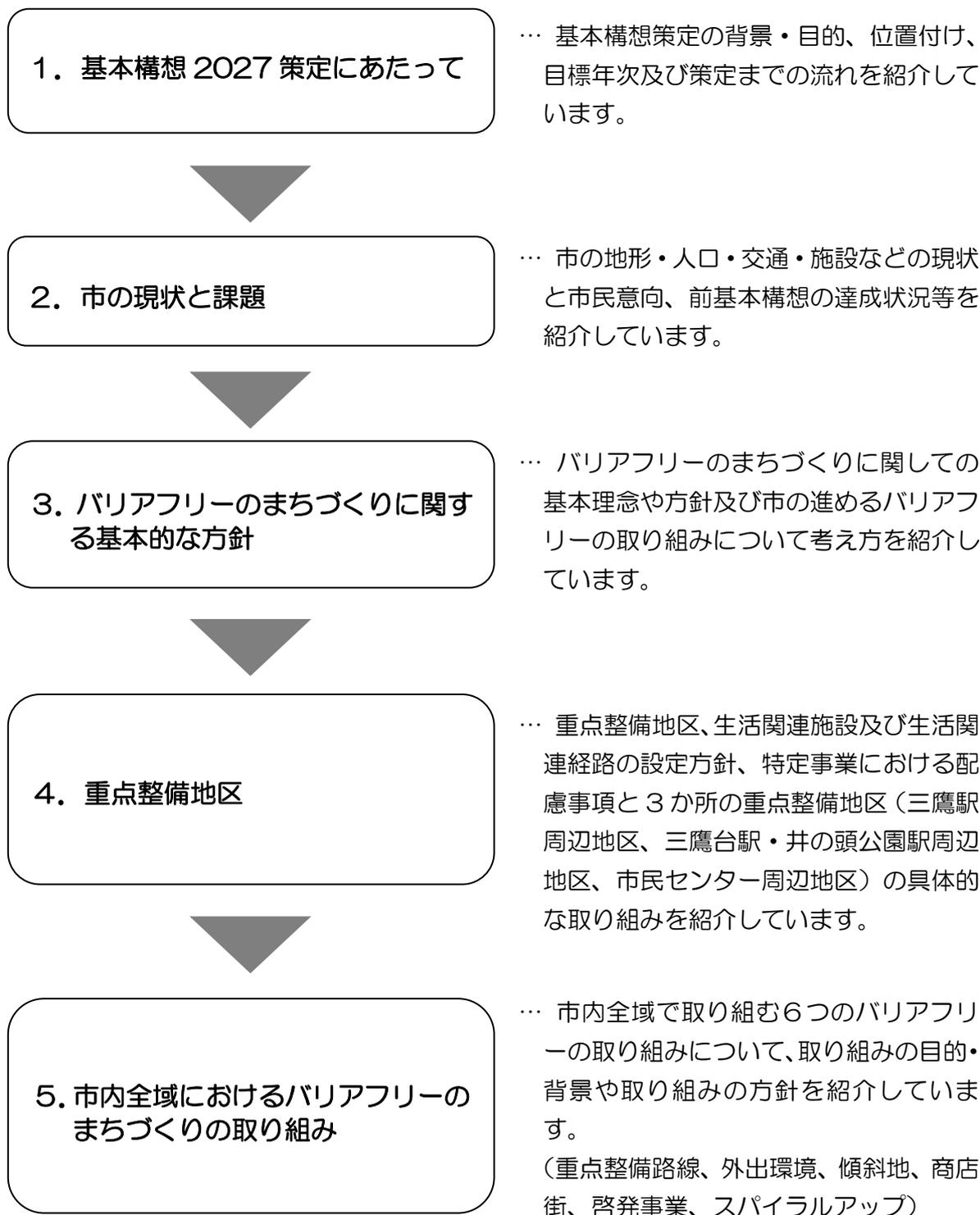
(2) 教育啓発特定事業の創設

- バリアフリー基本構想に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業として、「教育啓発特定事業」の創設。
  - 学校連携教育事業：バリアフリー化に関する児童、生徒、学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業。
  - 理解協力啓発事業：住民その他関係者の理解増進や、バリアフリー化における協力の確保に必要な啓発活動の実施に関する事業。
- 心のバリアフリーの理解増進等のために、障害当事者団体、支援団体、施設利用者等の参画や連携してとりくむことが重要とされている。

(3) バリアフリー化の実施におけるインクルーシブ<sup>(参考資料P.17)</sup>デザイン(当事者参加)による推進

- インクルーシブデザインとは、マイノリティの人々も含めてデザインを作っていく考え方・手法。
- バリアフリー法では、基本構想の策定にあたり、高齢者、障害者等の当事者意見の反映や評価・点検の仕組みづくりが求められおり、特定事業の推進においても、当事者参加により多様な立場からのバリアへの気づきや多様なニーズを調整することができ、誰もが対等な立場で建設的な解決策を見つけていくことができることとされている。

## 基本構想の構成

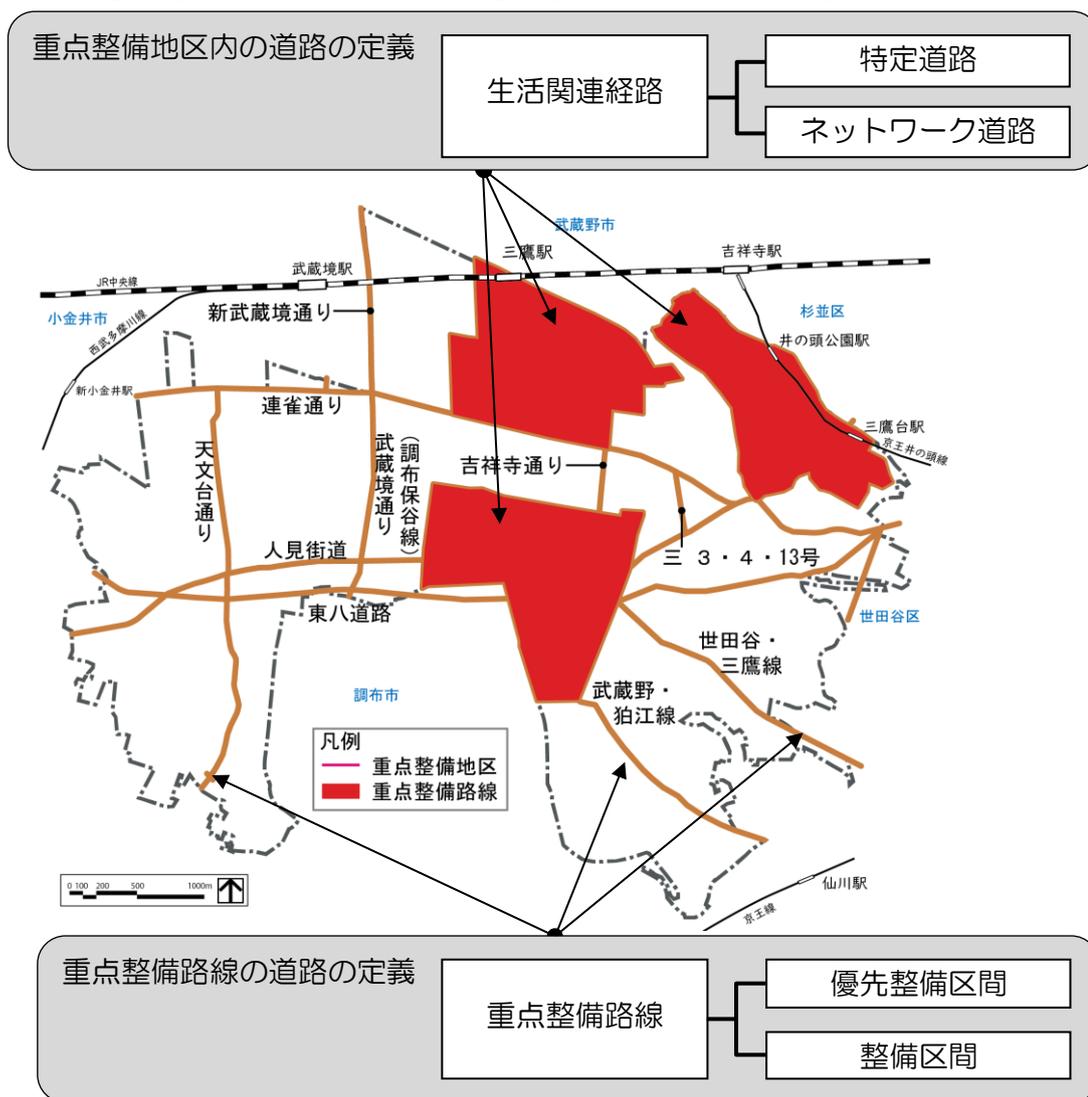


◇基本構想における道路の定義について

基本構想では、「4. 重点整備地区」と、「5. 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み」の中で、以下のように道路を定義しています。

①重点整備地区での道路の定義

- 生活関連経路**：旅客施設を含む生活関連施設（公共公益施設など）相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路です。
- 特定道路**：生活関連経路を構成する道路法の道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われる経路です。
- ネットワーク道路**：生活関連施設間を結ぶ経路ではなくても、地区内の交通ネットワークを考える上でバリアフリー化を図ることが望ましい経路です。



②市内全域のバリアフリーのまちづくりの取り組みの中での道路の定義

- 重点整備路線**：重点整備地区以外の地域で、市民に多く利用されている主要な幹線道路であり、バリアフリー化を図ることが望ましい路線です。
- 優先整備区間**：重点整備路線の中でも、重点的にバリアフリー化を図るべき区間のことです。
- 整備区間**：優先整備区間以外の区間で、バリアフリー化を図るべき区間で、既に整備が完了した区間も含まれています。